

【「消費者庁設置法案」等について質疑】

山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど来からもありますけれど、福田前総理が就任以来、国民の目線に立って、そして国民のサイドに立って政治を進めるといふふうにおっしゃっておられたわけで、ようやくこのことが日の目を見てくるということでもありますから、私もそういう面では感慨深いものがあるわけでもあります。

福田前総理が消費者庁の設置を表明されたきっかけとなりましたのは、中国産冷凍ギョーザの輸入問題であったかというふうに思います。昨年一月に発覚したこの事件は、食品企業やそれから行政、さらには消費者が食の安全を考える大きなきっかけになったかと、こんなふうに思います。本日、私は食の安全、安心を中心に質疑をさせていただきます。

御案内のとおり、平成十九年の十二月二十八日に千葉と兵庫で相次いで三家族十人が中毒症状を発症しまして、翌二十年一月三十日によろやく両県警がギョーザからメタミドホスを検出し、それを公表した、そして事件が明るみになったわけです。この間一か月、そしてその後の関係機関の対処について種々問題が指摘されたわけでありましたが、その反省がそれこそ消費者庁の設置につながったと、こんなふうに言えると思います。

そこで、増原副大臣にお尋ねしたいわけではありますが、どういう問題があって、そして消費者庁の創設ということにつながってきたのか、お聞きしたいと、こんなふうに思います。

副大臣（増原義剛君）

山田委員に御答弁申し上げます。

先生先ほど申されましたように、平成十九年十二月末に中国産の冷凍ギョーザ事件、実はあそこで発生したわけではありますが、その十名が嘔吐等の症状を発症されました。そして、各事案ともその翌日には保健所等においては事案発生を承知しておりましたけれども、関係機関への通知、これが遅れたわけでございます。政府において本事案を把握したのは一月の三十日でございます、関係府省で連絡して対応に着手したのは三十日から三十一日にかけてでございます、その間一月がもうたっておりという状況でございます。

このように、本事案につきましては、保健所における緊急対応体制の不徹底というのが一点あると思いますが、加えて都道府県知事等から厚生労働大臣への情報の伝達、これに時間を要したこと、そういったところに一番大きな問題があったのではないかとこのように思っております。

政府としましては、事案発覚翌日、一月三十一日でございますが、食品による薬物

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

中毒事案に関する関係閣僚会合を開催しまして、政府一体となって被害拡大の防止等に取り組むことを申し合わせ、さらにその後、食品による薬物中毒事案の再発防止について、これは原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策を申し合わせました。二月の二十二日でございます。もちろんのことでございますが、これには福田総理の強い御意向があったということでございます。

そして、現場の窓口機関から本省等への報告ルール、これをしっかり見直すということ。それから二つ目には、政府全体での初動情報の共有、これは事故米もそうでありましたけれども、事故米のときは福田総理の御指示と野田大臣の御指示がありまして、私がチーフになりましてPTをつくりまして、関係省庁全部集まっていたいただいてプレ消費者庁のようなことをやったわけですが、この情報の共有、これが極めて大事であろうというふうに私は思っております。加えて三点目では、関係府省における初動情報の集約と対外提供の体制の明確化、ここら辺りがしっかりできていなかったと、これをはっきりさせたことでございます。四番目に、輸入食品の検査体制の充実、やはり行政改革随分やってきておりまして、なかなかそういうところに増員とか予算措置というものが十分に行っていなかったという点がありますので、それをきっちりやっけていこうということでございます。

その後、国内の捜査がおおむね終了した後は、中国側に対して、首脳会談を始め様々な機会をとらえまして、一刻も早い真相究明のための捜査と協力を働きかけているところでございます。先日も野田大臣が中国に行かれましてときにも同様の趣旨で向こうの方に申入れをしていただきました。中国側におきまして引き続き捜査中の段階ではありますが、今後とも日中間の連携協力、これを密にして真相究明に当たってまいりたいと、そのように考えております。

山田俊男君

農水省の近藤副大臣に来てもらっておりまして、お願いしたいんですが。

農水省としてどう対処されたのか。そして、どんな問題を抱えられたというふうにごその際認識されたのか、お聞きしたいと思います。

副大臣（近藤基彦君）

お答え申し上げます。

昨年一月三十日に明らかになった中国産冷凍食品による薬物中毒の発生を受けて、我が省としては同日付け、つまり一月三十日付けで食品関連業界に対して販売中止対象商品を取り扱わないように周知徹底をいたしたところであります。また、翌三十一日に、本省あるいは地方農政局あるいは農林水産消費安全技術センター等五十六か所に設置しております消費者の部屋、これで消費者等からの相談の受付を行いました。また、同じく三十一日より、地方農政事務所等の職員延べ約一万人を動員いたしまして、約五万七千店舗に対して販売中止対象商品の撤去状況の点検を行っております。

本事案については、保健所等から厚生労働省への報告が遅れたため、関係機関での

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

情報の共有が迅速にできなかったと、これが課題として指摘をされて、先ほど委員も指摘したところでございますが、これを踏まえて、食品危害情報総括官というものを、当省では消費・安全局長が指名されたところでありまして、その食品危害情報総括官会議への参画、あるいは情報の収集、分析、共有等の取組に加えて、地方農政局等からの情報の集約や関係機関への情報提供等を円滑に行う仕組みの整備を行ったところであります。

今後とも、関係府省と連携をして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

山田俊男君

警察庁からお見えいただいているというふうに思います。

警察も刑事事件としてとらえられたことから、大変難しい問題を抱えられた側面があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、どう振り返っておられますですか、お聞きします。

政府参考人（西村泰彦君）

本件事案が発生いたしました千葉、兵庫の両県警察におきましては、事案を認知した直後から、保健所と連携しつつ、資料の鑑定、関係者からの事情聴取など、所要の捜査を推進いたしました。

また、警察庁におきましては、千葉、兵庫の両県警察の鑑定で薬物が検出された旨の連絡を受け、直ちに関係省庁へ連絡するとともに、警察庁の調整の下、被害拡大防止のため、両県警察においてこれを公表したところであります。

山田俊男君

ところで、現時点でこの事件はどういう進捗状況になっているのか、事件の解決に向けた取組を、現段階の状況を警察庁にお聞きしたいと思います。

政府参考人（西村泰彦君）

千葉、兵庫の両県警察におきまして事案を認知以降、先ほど申し上げましたが、資料の鑑定や流通経路の解明など、所要の捜査を行ってまいりました。

日本国内における捜査はほぼ終了いたしまして、薬物が日本国内で混入された可能性は極めて低いと考えております。

日中捜査当局間におきましては、互いの連絡窓口を通じて情報交換などを行うとともに、互いに訪問するなどして情報交換会議を開催するなど連携を図ってきたところであります。

中国におきましては、引き続き捜査中であるものの、現在まで事案の解明には至っていないものと承知しております。

本事案は食の安全にかかわる重要な事件であることから、引き続き、外務省とも連

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

携しつつ、中国側には中国における捜査状況等について情報の提供を求めていくほか、日中捜査当局間の連携を密にし、事案の早期解明に努めてまいりたいと考えております。

山田俊男君

先ほど、野田大臣も訪中されて、そしてしっかり申し入れておられるということでありますので、どうぞ警察、外務省、それぞれ連携を取っていただきまして、早急にこの問題の解明を図っていただきたい、こんなふうをお願いするところであります。

さて、こうして見てみますと、この事件について各省それぞれの、まだ厚生労働省をお呼びしていませんでしたから、本当は厚生労働省の話を持ち出すともっとすそ野が広くなっちゃうわけでありましたが、関係方面それぞれの部署でいろんな取組があったというふうに思うわけでありましたが、今後、こうした事件について、消費者庁を設置することによりどうスムーズな対処が可能になるのか、内閣府、農水省、それから警察庁、それぞれからお聞きいたします。

副大臣（増原義剛君）

お答え申し上げます。

仮に冷凍ギョーザ事件と同様の問題が発生した場合、消費者庁ができた場合には、まずは消費者の安心、安全を確保するため、政府一体となった取組、これを迅速に行う必要があります。その場合に、消費者庁がその中核的な役割を果たすこととなります。

具体的には、新法である消費者安全法案等に基づきまして、重大事故等に関する情報としまして、情報の一元的集約ルート、これをしっかりたどりまして、事故情報が地方公共団体などから消費者庁に直ちに届けられるような仕組みでございます。そして、次に消費者庁は、集約、分析しました情報を消費者に分かりやすい形で迅速に消費者に対して公表して注意喚起を行うということがございます。

そしてまた、消費者担当大臣の指示の下で緊急対策本部、これを設けることになると思いますが、これらの開催などによりまして、関係省庁、厚生労働省や農林水産省、さらには警察庁、外務省等の関係各省庁間での緊密な連携協力を図りまして、当該省庁に対しまして、業者に対する自主回収要請を含めた行政指導、所管する法律に基づき取り得る行政処分及び外交ルートを通じた情報収集を含めた迅速な対処を促すことになろうと思っております。

さらに、必要な場合には、関係大臣に対しまして、所管する法律に基づき取り得る行政処分、例えば厚生労働大臣に対しまして食品衛生法に基づく危害除去命令の発動、こういったことについて措置を消費者庁は要求していくということになろうと思っております。

こうした対応によりまして、消費者行政の司令塔としての政府全体の調整を行ってまいることになろうと思っております。

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

政府参考人（竹谷廣之君）

お答え申し上げます。

消費者庁の関連の法案が成立いたしました暁におきましては、消費者庁が消費者行政の司令塔としての機能を果たされるというふうに私ども認識いたしているわけございまして、そうした中におきまして、消費者庁におかれまして、先ほど増原副大臣の方からお話ございましたように、情報が消費者庁に収集また一元化されて集められると、そして分析されるというふうに受け止めております。

また、消費者庁の方から、関係省庁、農林水産省に対しましても様々な面で御指導いただけるというふうに受け止めているわけですが、そうした大きな枠組みの下におきまして、私ども日ごろから消費者庁を中心に情報をシェアするとともに、こうした事案が起きた場合に、類似の事案が起きた場合におきましては、まずもって私どもの関係の食品業界に対しまして、迅速に情報を提供させていただくと。

そしてまた、私ども、先ほど近藤副大臣の方から冷凍ギョーザの件について申し上げましたように、やはり消費者の部屋という窓口を持っておりまして、国民の皆様、消費者の皆様から相談を受け付ける形になっておりますので、そうした場を通じまして、食品の情報につきまして国民の方々にお伝えを申し上げていくと。さらには、そうした問題のある食品がマーケットに出回っているということであれば、必要に応じまして、私どもの地方機関であります地方農政事務所等を活用いたしまして点検をし、そうした問題のある商品があれば取り扱わないように指導していくといった取組をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

消費者庁を中心とした体制の下で一層円滑に進められるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

政府参考人（西村泰彦君）

消費者庁設置後に食の安全に係る事案等が発生した場合には、関係省庁の情報が消費者庁に集約されることとなると承知しております。

警察といたしましては、被害拡大防止等の観点から、積極的に広報を行うとともに消費者庁に必要な情報の提供を図るなど、これまで以上に関係府省庁等との連携を強化してまいりたいと考えております。

山田俊男君

野田大臣にお聞きします。

今、それぞれ、消費者庁はあつという間にできますので、増原副大臣から消費者庁は司令塔としてしっかり役割を果たしますと、さらに農水、それからさらには警察、情報を提供する、そしてそれを共有して一致して事に当たるという決意があったわけですが、野田大臣の御決意をお聞きしたいと思っております。

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

国務大臣（野田聖子君）

今回の消費者庁創設に当たりましては、いろいろな多種多様な被害者事故・事件が発生する中、既存の、明治に生まれていないのに明治以来というのはいかがなものかという御発言もあったんですけども、歴史上、明治時代、明治において今の各省庁の基本というのはでき上がっているわけですね。それを踏襲して今日まであるわけですけども、典型的に言われるのが縦割り行政であるとか、そういうつくりの悪さによって、仕組みの悪さによって発生した事案というのが冷凍ギョーザであったり又は今懸案になっているコンニャク入りゼリーだったりするわけですね。

それをやっぱり打破していくためには各省庁が、それぞれ悪意はないわけですね、ただ明治以来の産業振興のための縦割り行政に限界があり、多様化している消費者被害に対して瞬時に即応できないという、そういうものに対して消費者庁という新たな行政組織がそれぞれの不足を補うことによって、司令塔として速やかにそういう事案の解決に向けて取り組む、消費者をパートナーとした新しい、環境庁から始まって約三十八年ぶりの行政組織をつくらせていただくということになるわけでありませう。

衆議院ではいろいろ、いろんな事案にかかわってくる各大臣も自らおいでいただきまして、それぞれのやっぱり消費者庁に向けての思いというか、消費者庁ができればしっかりと連携してやっていくんだという御発言もいただいておりますので、それを受けて修正協議もございました。全会一致でできたこの消費者庁の修正された三法案がしっかりと生かされるように頑張っていきたいなと思っております。

山田俊男君

ありがとうございました。

ところで、食の安全とそれと消費者の信頼を実現するための表示の問題については、本当に多種多様な事件が最近になって報道されているわけでありませう。

今年の二月に愛媛県警は、中国産ウナギを県産として偽装したウナギ加工会社を不当競争防止法違反で逮捕したということでありまして、この事件は、昨年八月農水省から、農水省からなんですね、改善命令を受けていたものについて、九月から県警が関係先を家宅捜査していたということでありませうので、ここはこれで、県とそれから農水省、さらには県警という登場人物、登場機関があるわけでありませう。

さらに、今年二月に青森県警が、リンゴ果汁について、これを中国産を県産と偽り出荷した業者を、これも虚偽表示の不正競争防止法違反で逮捕ということでありませう。これは、昨年八月に県がJAS法違反で同社に業務改善を指示していたものと、それを調査の上、県警が動いたということでしょうかね。

それから、今年三月は秋田県が、ロシア産シジミを秋田県産ということでも偽装表示して販売した会社を、これもJAS法違反に基づき改善を指示と。

こう一々挙げるのも大変なんですけども、山形県は、悲しくなっちゃうんですけども、三月に山形県で中国産フキを山形県産と偽り販売した会社を、原産地表示の訂正を、これは県が表示訂正を指示したということでありませう。

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

それから、今年三月は農水省と大分県がこれは連携して、JAS法に基づいて、中国産ハマグリを国産と偽り販売した会社に改善を指示したということでありました。これは、農水省に、安い大分県産のハマグリが出回っているという情報が複数寄せられて調査していたということのようであります。

さらに、今年三月は、登場人物がまた変わってくるんですが、公正取引委員会です。都内の焼き肉店が但馬牛や神戸ビーフと偽って表示していたものについて景品表示法違反、優良誤認で排除命令を出したと。

かくのごとく、今言いました、登場人物もそれぞれありますし、それから法律もいろいろあるわけでありまして。こんな中でもそれなりに連携取りながら対処されているというふうに見ていいのかというふうに思いますが、そこでお尋ねしたいんですが、これは内閣府にお尋ねしますけれども、偽装表示があった場合の初動はどこが行うんですかね。

政府参考人（松山健士君）

お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘のございました原料原産地の偽装、そういった問題を含めまして、JAS法の品質表示基準に違反する疑いのある事業者に対する初動につきましては、個々の事案の端緒によりまして、消費者庁と農林水産省が連携しつつ、それぞれ対応していくことになるというふうに考えております。

まず、消費者庁につきましては、主として消費者からの苦情相談の情報を踏まえまして、またJAS法に基づく申出を受けまして立入りなどの初動を行うことを想定しております。

一方、農林水産省におきましては、地方農政局を中心としてJAS規格また品質表示に関する事務を実施されておりますので、さらに事業者等からの通報を受ける窓口というものも設けられておりますので、これらを通じて得られた端緒情報を中心として初動が行われるというふうに考えております。

山田俊男君

分かりました。

続いて、関係事業者等への調査、立入検査はどこが行うのかということなんです。先ほどの事例でもちょっと申し上げましたけれども、県であったり、農水省であったり、それから改善命令が出た後、警察が捜査し逮捕するという形になるのかというふうに思うわけですが。

それから、これは千葉県で、最近の報道もありましたけれども、中国・韓国産の水産物を国内産と偽って売っているのを県がJAS法に基づく改善の指示や公表をしていないのはおかしいと言って、農水省が県に対して適正な対応を要請するということがありました。これは、農水省が県と一緒に計三回この業者に立入検査を行ってJAS法に違反する事実を確認しているのに、県は指示、公表せずに文書で指導

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

ただけだったということで、これはまたこれで農水省と県との間の関係の問題があるわけでありますが、この件について、内閣、お尋ねします。

政府参考人（松山健士君）

お答え申し上げます。

JAS法に基づきます製造業者等に対する立入検査についてでございますけれども、消費者庁と農林水産省、これが連携しつつ、それぞれ端緒に応じて、先ほど申し上げましたように取り組んでいくものというふうに想定しております。

その際、例えば全国的に広がりのある案件、また緊急性のある案件、そういったものにつきましては、消費者庁が農林水産省と合同で立入検査を実施するといった場合もあるものと考えているところでございます。また、農林水産省が立入検査を実施した場合には、その結果を消費者庁に通知をする義務をJAS法上規定いたしております。また、製造業者等に対する措置命令の権限、これは消費者庁が一元的にその権限を持つということを規定しております。

こういうことによりまして、消費者庁と農林水産省は連携をしつつ、消費者庁が主導性を発揮しながら立入り等を行っていくと、そのように考えております。

それから、御指摘の都道府県知事との関係でございます。

これにつきましては、御指摘のとおり、都道府県知事も、製造業者等の工場、店舗等の場所の所在地を管轄する都道府県知事がそれぞれ立入検査の権限を有しているところでございますけれども、この点につきましては、消費者庁の今回の設置によりまして権限関係を変えるということはいたしておりません。

山田俊男君

是非、機動的な、迅速な連携を図ると、これをもう徹底して進めていただきたい、こんなふうに思うわけであります。

ところで、近藤副大臣にお尋ねしますが、農水省は地方農政局と農政事務所の在り方を見直すとされているやに聞いておりますけれども、それでは調査や立入検査の機能を果たせるのかというふうに考えるんですが、これどうなっているんですか。

副大臣（近藤基彦君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、立入検査等は、消費者庁と協力をしながら我が省とともにいうことにされております。

その際、我が省としては、食品の生産、流通、加工や食品事業者の実情に関する専門知見を有していること、あるいは地方組織に約千八百名の食品表示Gメンを配置しております。そういうことから、知見や組織を活用することにより的確かつ機動的な取締りを行うことができると考えておりますので、地方組織については、平成二十二

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

年度の抜本的な機構改革に向けて三月三十一日に農林水産省機構改革の基本方針というものを公表したところであります。

この中で、食の安全や消費者の信頼の確保に関する業務等は引き続き国が担うべき事務権限として、これを的確かつ確実に実施できるよう現在体制を整備しているところでございます。また、JAS法の執行体制についても、この方針に従って、引き続き十分な体制が確保されますよう検討を重ねて結論を得ることとしております。

山田俊男君

十分な体制を残すよというふうにおっしゃるわけですから、是非それはそうしていただいて、そして司令塔である消費者庁の下に機動的に仕事ができるようにしていただきたい、こんなふうに切にお願いするところであります。

続いて、国民の食の基本であります、例えば、牛肉については、BSEの発生問題もありまして、現在も輸入牛肉については一定の規制や防疫検査を厳重に行っております。その一環として、国内においては、生産者が生まれた子牛に耳標を付けて、そして流通も肥育もそれから出荷段階であってもきちっと管理するという仕組みになっている、いわゆる牛トレーサビリティを徹底しているということでもあります。また、米につきましても、これはもうつい先日、衆議院、参議院で通していただいたわけでありまして、生産、流通、販売の各段階でこれは記録して、そして情報を伝達するという米トレーサビリティについて決議し、成立させて、来年夏から施行すると、こういうふうになっております。

これらは、それぞれ、生産者はもちろん、専門的な技術者の対応がそのそれぞれの段階にあって、そして記録、表示並びに報告、立入検査がそれぞれなされていると、こんなことでありますが、消費者庁と関係省庁との関係は一体これらの課題についてどうなるのか、内閣府にお尋ねします。

政府参考人（松山健士君）

お答え申し上げます。

牛のトレーサビリティ法に関しましてでございますけれども、これはもう委員御存じのとおりでございますけれども、この法律は、牛の個体識別のための情報の適正な管理と伝達に関する特別の措置を講ずることにより、BSEの蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、これらの結果として畜産業などの健全な発展と消費者の利益の促進を図ることを目的とするものでございます。

この法律でございますけれども、まず、牛がBSEにかかっているかどうかを判断するということにつきましては、委員御指摘のとおり、非常に高度な専門性を必要とするものというふうに我々の方も考えておりまして、その意味で、同法が、更に申しますと、この法律が牛の個体識別番号の国による管理、これを主たる内容としているということでございますので、農林水産省においてこの法律を所管されることが最も

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

適当というふうに判断しているわけでございます。

そして、消費者庁と農林水産省の関係でございますけれども、そういう役割分担の上で、必要がある場合には、消費者庁の方から見まして必要がある場合には、消費者安全法に基づきまして、内閣総理大臣が農林水産大臣に対して必要な措置を要求すること、また、特命担当大臣が勧告を行うというような対応によって必要なことはなしでいくということによりまして、内閣全体の役割分担として最も効率的で適切であると、そういう形で消費者保護を実現していけると、そのように判断しているわけでございます。

山田俊男君

農水省の近藤副大臣にお尋ねしますけれども、牛については、今もありませんが、家畜伝染病等専門的な対応が求められるわけでありまして。ところで、米につきましても、輸入米でありますミニマムアクセス米や、さらには主食用の米のふるい下米といったような特定米穀ですかね、こうした米がありまして、これらについてはなかなか容易に把握しづらいといえますか、そうはいいまして一方で地下水脈のようにとどうと流れているんじゃないかと、こんなふうに言われている大変難しい課題を抱えるわけでありまして。

ミニマムアクセス米は港で輸入した段階からきちっと管理する、さらにふるい下米、特定米穀については生産の段階から管理していく、生産、乾燥、調整、出荷と、この段階から管理していく必要があるわけで、これらについてしっかりやらないと消費者の信頼が得られないというふうに思うわけでありまして、農水省の決意をお聞きしたいと思っております。

副大臣（近藤基彦君）

お答え申し上げます。

米のトレーサビリティ法は大変熱心な御審議で先日通していただきまして、本当にありがとうございます。

この法律は、米穀等について取引記録の作成、保存、そしてもう一つは産地情報の伝達、この二つを義務付けることを内容としております。取引記録の作成、保存については、米穀等の流通の透明性の確保が目的であることから、流通を所管する農林水産大臣の専管としていただいております。農林水産省が責任を持って立入検査等の流通監視業務を確実にやっていく考えでございます。

また、産地情報の伝達については、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資するものであるとともに、指定米穀等の適正かつ円滑な流通の確保や消費の改善に資するものであることから、立入検査等も含めて内閣総理大臣と農林水産大臣の共管としていただいております。この場合、立入検査の結果をお互いに通知するなど、消費者庁との連携を図り、効果的に流通監視業務を行ってまいりたいと思っております。

地下水脈でという話がありましたけれども、地下水脈を断つ、それを井戸で掘り上

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

げてくると、そして明らかにするぐらいの決意で我々としては今後臨んでいきたいと思っております。

山田俊男君

なかなか、地下水脈を断って、井戸で掘り上げて、それを明らかにするというわけでありますから、禅問答みたいですが、しかし大変意味のある、これ解釈といいますか表現の仕方ということで、しっかり頑張っていたきたい、こんなふうと思うところであります。

それに、牛のトレーサビリティ法のこの扱い、さらには米のトレーサビリティ法の扱い、これは消費者庁にとりましても、それから我が国の関係省庁にとりましても極めて重要である。当然であります、重要であります、同時に、対外的に、例えば牛であれば、米国との牛肉の輸入問題に対しましてどんなふうに対処をしていくかという政治的な課題、さらには、米につきましては、これはミニマムアクセス米として世界の各国から相当量を入れていると、さらにはこれをWTOでどう扱うかということとの関連が出てくるわけで、極めて政治的な課題でもあるわけであります。

当然のこと、これは外務省がかかわりますし、それはもう官邸もかかわらなきゃいかぬし、関係方面みんなで考えなきゃいかぬ深い意味を持っているわけでありますので、どうぞ、消費者庁としてこれらの運営もやる、農林水産省としても所管庁としてこの運営もやるといいながらも、大きな、それこそこれも大きなすそ野を持った大変重要な課題でありますので、そのことをやはり意識した取組を消費者庁にも当然求められるんだということを頭に置いて進めてもらいたい、こんなふうをお願いするところであります。

さて、最後の質問ですが、内閣府の外局として消費者庁が置かれるわけでありまして、そして、内閣府担当大臣がこれを統括するというふうに聞いております。私は、これは私だけかもしれませんが、どうも内閣府というところがよく分からないと。

私、当選して一年と八か月になるわけでありますが、行政機関組織図も持っていますし、内閣府の担当からも来ていただいてじっくりお話をお聞きしたという経緯もあるわけでありますが、こう見てみましても、だって、外局だけで見ても、宮内庁があったり、警察庁があって金融庁があって、さらに男女共同参画局って、これは内部部局であります、沖縄振興局も、沖縄も抱えておられるわけですね。さらに原子力安全委員会みたいな、これも抱えておられるということで、一体この内閣府というのはどんな組織なんだというふうに思うわけです。そこへ消費者庁が外局として置かれるということであります。

ところで、内閣府はもう一つ持っています、これは重要政策に関する会議ということで、経済財政諮問会議と規制改革会議を持っておられるわけです。最近では経済財政諮問会議も大分内容が変わってきたぞと私も認識を改めてきているわけでありませぬけれども、しかし、どうも農業関係者からは、経済財政諮問会議や規制改革会議も内閣府にあるということで、どうもいじめられてばかりいたという被害者意識があり

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

まして、消費者庁も内閣府に置くということで、おい、大丈夫なのかと、心配だという人もいるくらいであります。それは変なことだというふうに思わないで、いや、多くそう思っているところが残念ながらあるんですよね。

一体これ、内閣府って、これだけ広範な業務を持つ内閣府でちゃんと実務的な統括や職員体制を運営していけるのかという心配もあるわけです。野田大臣、大臣のこれはお考えをお聞きしたいと思います。

国務大臣（野田聖子君）

大変な御心配をいただき、誠にありがとうございます。

内閣府、私も特命担当大臣になって半年が過ぎまして、確かに私自身もいただいた任務が、この消費者行政始め科学技術政策、宇宙開発等々、内閣府、本当にたくさんの、ただ、どれもこれも喫緊、大変重要な課題で、まさに縦割り行政の中で一つの役所で収まらない、しかしながら議員立法等々で速やかに政策を進めていかなければならない重要なお仕事をお預かりしていると思ひ、日々緊張しながら取り組んでいるところであります。

そんなたくさんあって大丈夫かということですが、今回、消費者行政は、今申し上げたように省庁横断的な行政分野であります。消費者庁が消費者行政の司令塔として機能するためには、消費者庁を内閣総理大臣を主任の大臣とする内閣府に置く、そして、消費者政策担当大臣が関係各大臣に対して総合調整権を発揮することが必要というふうに考えられているところであります。

そのカウンターパートである消費者委員会、これにつきましても、修正協議により、消費者庁を含め各省庁から独立性を高めるため内閣本府に置かれることとされたことと私は理解しておりまして、独立した第三者機関として消費者行政全般に対する監視機能が十分果たされるよう、委員会の運営に万全を期してまいりたいと思っております。

山田俊男君

今後は是非考えてもらいたいというふうに思うんですが、消費者庁はどこにあるんだと言われたら、ええ、あそこのビルのあそこにあるというふうにちゃんと言えるようにしておいてもらった方がいいと思うんです。先ほど、本会議の議論でも明らかになったんですけども、消費者庁には番号を一つに統一して、どこからでもそれは通ずるという話があったわけで、大賛成です。

とすると、やはり消費者庁は一体この霞が関の、今度どこに置かれるんですかね、どこに置かれるんだらうと。山田、おまえ今から行ってこいと言われたって、どこへ行ったらいいのか分からないんですね。それほどちょっと、やっぱり内閣府というのはなかなか複雑であります。是非、みんなから見える、これが消費者、それから生産者も含めた国民全体の安全、安心を見守ってくれている組織の本山はここにあるんだということもやはり念頭に置いてもらうのが大変大事じゃないかと、こんなふうに思いますので、検討の一つに入れていただきたらと、こんなふうに思います。

参議院消費者問題に関する特別委員会 / 2009年4月23日

さて、これは我が党の石井委員からも質疑があったわけですが、消費者庁長官の選任については、麻生総理が昨日の本会議で、官民を問わず、広範かつ重要な任務を担う消費者庁のトップとして最もふさわしい人を任命することが必要だというふうに述べられておられたわけで、そのとおりであります。

是非、その線で対応してもらいたいというふうに思うんですが、同時に、消費者委員会の委員について、これも総理は民間から選ぶと言明されておられるわけで、是非それもそうした方向で進めてもらいたいというふうに思うんですが、同時に、この大事な消費者委員会委員につきましては、偏見を持った人でなくて、幅広い見識を持った人を是非選んでももらいたいというふうに切にお願いするわけで、大臣のお考えをお聞きします。

国務大臣（野田聖子君）

消費者委員会の委員長及び委員につきましては、衆議院の附帯決議の中で、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別等の構成について十分配慮することとか、初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるよう人選し、財政的な措置を行うこと、また、その他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めることというふうに言い付かっておりますので、しっかりとそれも踏まえてすばらしい人たちに委員になっていただくよう、全力で頑張ってもらいたいと思います。

山田俊男君

消費者庁を中心にしながらしっかり各関係省庁、連携を取って、そして真に国民の安全を守れる組織に今後発展してもらいたいと、こんなふうをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

以 上